	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模	所管局
3.　男女平等参画を推進する社会づくり					
（１）　教育・学習の充実					
ア．学校での男女平等					
	173	教育課程の適正な編成及び実施	・学校が、学習指導要領を踏まえ、教育活動全体を通して組織的・計画的に男女平等教育を実施するよう、指導計画の作成など指導内容の改善のための指導・助言を行います。	・人権教育研究協議会における指導・助言 ・学校訪問における指導・助言 ・人権教育プログラムへの関連資料の掲載	教育庁
			・男女平等教育を教育課程に位置付け、組織的･計画的に指導するよう、職層に応じた人権教育研究協議会を実施します。	・園長・校長対象　　４回 ・副園長・副校長対象４回 ・主幹教諭・主任教諭・教諭等対象　４回等	
			・区市教育委員会等との連携を通し、各学校が適正な男女平等教育を推進するよう、人権教育指導推進委員会を開催し、研究・協議を行います。	区市教育委員会指導主事等対象　６回	
			・各学校における校内研修等で活用するよう、人権教育の手引きである「人権教育プログラム」に男女平等教育に関する指導資料を掲載します。	都内公立幼稚園・公立学校教員等に63,500部配布	
	174	学校運営の工夫・改善	・各学校で、教職員が男女平等教育について正しい理解と認識を深め、指導内容や方法の改善、充実、効果的な教材の開発などを行うよう校内研修を支援します。	学校の校内研修への指導訪問における指導・助言	教育庁
			・学校の実態に即した男女平等教育を推進するため、全都の公立学校の中から人権尊重教育推進校を指定し、その研究・実践の成果を全都に普及します。	人権尊重教育推進校　50校	
	175	都立高校における男女別定員制の緩和	男女別募集人数の９割までを総合成績の順に決定し、1割に相当する人員を男女合同の総合成績により決定することにより、男女別定員制の緩和を図ります。	57校	教育庁
	176	インターンシップの推進	就業体験を通じて、望ましい勤労観・職業観を育成します。これまでのインターンシップ実施校の実績を踏まえ、インターンシップを効果的に推進するとともに、就業体験の受入先の開拓を進めます。	学校外の学修としての単位認定や総合的な学習の時間への位置づけ、及び特色ある教育課程の編成に向けた一層の推進	教育庁
	177	わく(Work)わく(Work)Week.Tokyoの推進（中学生の職場体験）	中学生が、５日間程度学校を離れて地域の商店及び企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験することを通して、男女平等参画社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成します。	・３～５日　約635校実施予定	教育庁
	178	進路指導の充実	学校が、キャリア教育の視点に立った進路指導の内容及び方法の工夫･改善を図り、組織的・計画的に推進できるよう支援します。	・キャリア教育の全体計画の作成・校内指導体制の確立 ・キャリアガイダンス等の活用による進路指導の一層の充実	教育庁

	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模	所管局
	イ．研修・情報提供				
	179	教職員への研修の実施	人権課題「女性」、「子ども」、「高齢者」等について、今日の人権教育推進にかかわる国際的な動向や東京都教育委員会の基本的な考え方、当面する人権教育推進上の諸課題について理解を深め、各学校における具体的な推進を図ることができるよう、教職員への研修を実施します。	教育管理職候補者研修　850名　年３回開催 専門性向上研修 ・ 人権教育Ⅰ　各80人　年３回開催 ・ 人権教育Ⅱ　各50人　年３回開催 ・ 人権教育Ⅲ　各40人　年３回開催 10年経験者研修　800人　年１回開催	教育庁
	180	社会教育関係職員等研修の実施	社会教育関係指導者等を対象に、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施します。	年18回	教育庁
	181	情報・資料の収集と提供	都民の生涯学習及び社会教育活動に必要な情報・資料を提供します。	・ 広報誌「みんなの生涯学習」　各18,000部 年５回発行 ・ 人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」　105,000部	教育庁
	ウ．多様な学習機会の提供				
	182	都立学校公開講座	都民の生涯学習の幅広いニーズに応えるとともに、開かれた学校の実現を目指して、都立学校の教育機能を開放し学習機会を提供します。	全都立学校　310講座	教育庁
	183	自主学習活動の支援	ウィメンズプラザの施設の利用・貸出を通じて、男女平等参画に関する学習活動を支援します。	ホール、会議室、保育室、ワーキングルーム等の貸出等	生活文化 スポーツ局
	184	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等(※従来の技術専門校の組織・名称を19年４月から変更）において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリア・アップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。　(再掲No.12)	(参照No.12)	産業労働局
	185	しごとセンター事業の推進（多様な働き方に対する支援）	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社員以外の働き方や起業・創業、NPOでの就業など雇用労働以外も含めた多様な就業形態を選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web上での情報サイトの運営など、総合的な支援を実施します。 (再掲NO.18)	(参照NO.18)	産業労働局

	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模	所管局
3.　男女平等参画を推進する社会づくり					
（２）　普及・広報の充実					
①　情報・交流の推進					
ア．情報の提供					
	186	普及啓発及び情報提供の実施	「広報東京都」、都提供テレビ・ラジオ番組や東京都総合ホームページ等の都政一般広報媒体を活用して、男女平等推進のための普及啓発や情報提供を行います。	都政全体の広報を行う中で、男女平等参画推進のための普及啓発・情報提供についても所管部課の要望により随時実施する。 活用媒体 「広報東京都」、東京都提供テレビ・ラジオ番組等	生活文化 スポーツ局
	187	インターネットによる情報提供	ウィメンズプラザのホームページにおいて、プラザ施設の予約、開催する講座の申込や図書類の予約・検索サービスを実施します。 また、男女平等参画ポータルサイトを設け、就職や福祉情報等、総合的な情報を提供します。	ホームページを利用して、情報提供を行う。	生活文化 スポーツ局
	188	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表します。	インターネットによる公表 (①男女平等参画の現状　②施策の実施状況)	生活文化 スポーツ局
	189	東京ウィメンズプラザ図書資料室の運営	都民の自己啓発、自主研究などを支援するため、関連図書、行政資料等を収集し、提供します。	蔵書　約５万９千冊	生活文化 スポーツ局
イ．交流の推進					
	190	女性団体等との交流	都民・団体・行政が交流を深めながら、男女平等参画社会の実現について考えるフォーラムを開催します。	年１回　２日間開催	生活文化 スポーツ局
	191	男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画社会基本法の公布、施行日にちなんで記念行事を実施します。	６月開催	生活文化 スポーツ局
②　社会制度・慣行の見直し					
ア．都庁内における対応					
	192	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。(再掲NO.48)	年数回開催 ・施策の進行管理 ・重要施策の総合調整	生活文化 スポーツ局
	193	研修の実施	男女平等研修 職員を対象に実施し、男女平等参画の理解を深め、事業の立案や運営への反映を図ります。　(一部再掲No.144,179)	(一部参照No.144,179)	各局
	194	都職員の旧姓使用	法令や制度上、戸籍名を使用することが必要なもの（源泉徴収・給与簿等）、対外的に法的効果を伴う行為に用いるもの（契約書、納入通知書）などを除いて、都職員の申出により、旧姓使用を認めます。	平成14年４月から実施	総務局 各局

平成21年度　東京都男女平等参画施策一覧

	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模	所管局
3.　男女平等参画を推進する社会づくり					
（３）　推進体制					
ア．都における体制					
	195	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。	男女平等参画施策検討会を設置し、有識者から意見聴取等を行い、男女平等参画施策の新たな潮流について調査検討を行う。 行動計画の３分野について各３人程度開催予定	生活文化スポーツ局
	196	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。　（再掲No.192）	(参照No.192)	生活文化スポーツ局
	197	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表します。（再掲No.188）	(参照No.188)	生活文化スポーツ局
	198	研修の実施	講師養成研修「男女平等推進科」 セクシュアル・ハラスメント相談員及び局の人権・セクハラ研修の講師を対象に男女平等参画についての研修を行います。(再掲No.144,179)	(参照No.144,179)	総務局
			男女平等研修 職員を対象に男女平等参画に関する研修を実施します。 (参照No.144,179)	(参照No.144,179)	各局
イ．相談（都民からの申出）					
	199	男女平等参画に関する総合相談	ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画の推進に関する問題や人権侵害など、女性の抱える様々な悩み相談、法律に関する相談、男性のための悩み相談等に対応した総合相談を実施します。(再掲№103)	・一般相談　総相談件数15,582件 （DV相談4,815件含む） ・配偶者相談支援センターの総合相談 （参照№103） ・特別相談 ・男性相談 ・グループ相談 ・相談員のためのスーパーバイズ	生活文化スポーツ局
	200	福祉相談	緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性等の福祉の増進を図るため、女性相談センターにおいて、電話や面接によって生活各般の相談に応じます。(再掲No.103)	（参照No.103）	福祉保健局
	201	労働相談	賃金、昇給などの男女間の格差や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどに関して、労働相談情報センターにおいて、相談・あっせんを行います。（再掲No.９.145）	(参照No.９,一部参照No.145)	産業労働局
	202	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。（再掲No.192）	（参照No.192）	生活文化スポーツ局

平成21年度　東京都男女平等参画施策一覧

	№	事業名	事業概要	平成21年度予定 事業規模	所管局
	ウ．区市町村や事業者等との連携				
	203	男女平等参画を進める会の運営	基本条例に基づく行動計画の策定及び推進に関して、都民、事業者と都が、連携・協力して取り組む場として設置し、各々の行動計画の取組状況について、報告等を行います。	総会１回	生活文化 スポーツ局
	204	区市町村との連絡会議等	都における男女平等参画の効果的推進を図るため、区市町村男女平等施策担当者連絡会議等により、意見や情報の交換を行います。	・区市町村男女平等参画施策担当者連絡会議 年３回 ・14都道府県主管課長会議　　年１回 ・大都市主管課長会議　　年１回 ・ブロック会議　　年１回	生活文化 スポーツ局
	205	区市町村男女平等参画施策推進状況調査の実施	各区市町村における男女平等参画施策の総合的な推進状況を把握し、区市町村間の情報の共有化を図るとともに調査結果を公表し、広く都民に情報を提供します。	年１回	生活文化 スポーツ局
	206	行政機関男女雇用平等推進担当者連絡会議の開催	男女雇用平等、仕事と家庭との両立支援等に係る意見や情報交換のため、国・都・区市町村との連絡会議を開催します。	年１回	産業労働局
	207	女性センター連絡会議等の開催	男女平等参画（女性）センター館長会議を開催し、ウィメンズプラザの事業運営等に関して、都内のセンター等から意見・提言を受けるとともに、相互に情報交換等を行うことにより、男女平等参画社会の実現を目指します。	館長等会議　年２回	生活文化 スポーツ局
	208	区市町村職員等への研修の実施	区市町村の相談員等や男女平等参画（女性）センター職員等に対する支援を強化し、育成を図るため、研修を行います。	・ 男女平等推進担当職員研修 実務編１回・実践編２回・応用編１回 ・ 相談員のためのスーパーバイズ　月１回 ・ 相談員養成講座 講義２回・演習４回	生活文化 スポーツ局
	209	アジア大都市ネットワーク21共同事業「女性の社会参画」への参加	男女平等参画社会の実現に向けて、アジア大都市セミナーへ参加するなど、アジアの大都市との連携・協力により、共通の課題の解決に取り組みます。	「アジア大都市セミナー」への参加	生活文化 スポーツ局

＊は「男女平等参画のための東京都行動計画」（平成19年3月）策定以降の新規事業